

令和7年度第2回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

# 資料4

児童福祉専門分科会（仮称）児童養護部会の  
新設について

## (仮称) 児童養護部会について

### 【概要】

児童福祉法等の一部改正に伴い、令和7年10月1日から、児童福祉施設や事業において、当該施設等の職員が当該施設等を利用する児童に対して虐待を行った場合には、所管行政庁は事実を確認するために必要な措置及び児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置をとるとともに、虐待等の状況やとった措置の内容等を児童福祉審議会等に報告することとされました。

### 【報告の対象となる施設及び事業】

- |                  |                |                |               |
|------------------|----------------|----------------|---------------|
| (1) 放課後児童健全育成事業  | (2) 子育て短期支援事業  | (3) 一時預かり事業    | (4) 家庭的保育事業等  |
| (5) 病児保育事業       | (6) 妊産婦等生活援助事業 | (7) 児童育成支援拠点事業 | (8) 乳児等通園支援事業 |
| (9) 母子生活支援施設     | (10) 保育所       | (11) 児童館       | (12) 認可外保育施設  |
| (13) 幼保連携型認定こども園 |                |                |               |

### 【報告の対象となる行為】

身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクトの4類型が虐待行為として規定されています。

**【審議会への報告の対象事項】**

- (1) 虐待に係る施設又は事業の名称、所在地及び種別
- (2) 虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
- (3) 虐待の種別、内容及び発生要因
- (4) 虐待を行った職員の氏名、生年月日及び職種
- (5) 所管行政庁が講じた措置の内容
- (6) 虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

**【事務の流れ】**

- (1) 虐待と疑われる事案を把握する。(通報等の受付け)
- (2) 情報を収集し、事実確認のための措置を実施する。(立入調査等)
- (3) 虐待に当たるか否かを判断し、対応方針を決定する。
- (4) 安全確保のための措置をとる。(指導、監督)
- (5) 児童福祉専門分科会(仮称)児童養護部会へ報告を行う。

## 目的・法改正概要

### 目的

- 令和7年4月、児童福祉法等が改正され、保育所等の職員による虐待通告制度などが創設された。
- こども家庭庁は、保育所等の職員による虐待通告制度などの対応に係るガイドラインを策定した。(R7.8.29付け)
- 保育所等における虐待発生時の対応等については、当該ガイドラインを基本として、市町村及び県は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者や虐待を受けた児童から通告を受けた場合に必要な措置等を行う必要がある。
- 本書は、同ガイドラインに基づき各施設・事業における虐待発生時の対応等について、市町村と県の役割分担、連携体制を整理したものである。

### 児童福祉法等の改正概要\*保育所等の職員による虐待対応に関する部分に限る。

- 保育所等の職員による虐待発生時の対応について、児童福祉法(以下、法という。)に次の規定が設けられた。

- ① 虐待を受けたと思われる児童を発見した者は都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。(法第33条の12)
- ② 通告等を受けた場合は、所管行政庁に速やかにその旨を通知しなければならない。(法第33条の14第1項)
- ③ 所管行政庁は、通知又は通告に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。(法第33条の14第2項)
- ④ 所管行政庁は、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のために必要があると認めるときは、児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。(法第33条の14第3項)
- ⑤ 所管行政庁は、措置の内容等を児童福祉審議会に報告するものとする。(法第33条の15第1項)
- ⑥ 市町村長は、都道府県知事に措置の内容等を報告するものとする。(法第33条の16第1項)
- ⑦ 都道府県知事は、自らが所管行政庁である事業等、市町村長から報告を受けたものを公表するものとする。(法第33条の16第2項)

所管行政庁：法第33条の10第2項、認定こども園法、学校教育法に規定されている。

\* 指定都市・中核市が指導監督を行う施設等は、指定都市・中核市を所管行政庁とする。(児童福祉法施行令及び地方自治法施行令による)

\* 認定こども園法及び学校教育法(認定こども園を準用する場合を含む)には、児童福祉法と同様の規定が設けられた。

\* 幼保連携型は認定こども園法、幼稚園型は幼稚園として学校教育法、保育所型は保育所として児童福祉法、公私連携型は認可外保育施設として児童福祉法により、それぞれ各法律の規定に基づき対応する。

# 所管行政庁

- 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂こども家庭庁、文部科学省）」の対象施設・事業の所管行政庁及び各事業担当課は次のとおりです。

\* **本書は、こども支援課が所管する施設・事業の対応について記載したものです。**

対象施設	所管行政庁				県への通知先（相談先）		
	埼玉県	さいたま市	川越市 川口市 越谷市	市町村 <small>（政令・中核市除く）</small>	担当課	メールアドレス	電話番号
児童自立生活援助事業	○	○			こども安全課 養護担当	a3340-05@pref.saitama.lg.jp	048-830-3331
放課後児童健全育成事業		○	○	○	こども支援課 放課後児童クラブ担当	a3330-05@pref.saitama.lg.jp	048-830-3322
子育て短期支援事業		○	○	○	こども安全課 養護担当	a3340-05@pref.saitama.lg.jp	048-830-3331
一時預かり事業	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
地域型保育事業*1		○	○	○	こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
病児保育事業	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
児童育成支援拠点事業		○	○	○	こども安全課 児童虐待対策担当	a3340-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3335
乳児等通園支援事業		○	○	○	こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
保育所	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
保育所型認定こども園（保育所）	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
児童館	○	○	○		こども支援課 放課後児童クラブ担当	a3330-05@pref.saitama.lg.jp	048-830-3322
認可外保育施設	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
地方裁量型認定こども園（認可外保育施設）	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
幼保連携型認定こども園*2	○	○	○		こども支援課 保育政策担当	a3330-01@pref.saitama.lg.jp	048-830-3328
私立幼稚園	○				学事課 幼稚園担当	a2550-05@pref.saitama.lg.jp	048-830-2560
公立幼稚園	○				教育局人権教育課 企画・支援担当	a6890-04@pref.saitama.lg.jp	048-830-6786
私立幼稚園型認定こども園（幼稚園）*3	○				学事課 幼稚園担当	a2550-05@pref.saitama.lg.jp	048-830-2560
特別支援学校幼稚部	○				教育局人権教育課 企画・支援担当	a6890-04@pref.saitama.lg.jp	048-830-6786

\* 1 地域型保育事業：家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業をいう。

\* 2 幼保連携型認定こども園は、公立、私立を問わない。

\* 3 公立幼稚園型認定こども園は県内にないが、公立の場合は公立幼稚園と同じ担当課となる。

# 虐待の定義

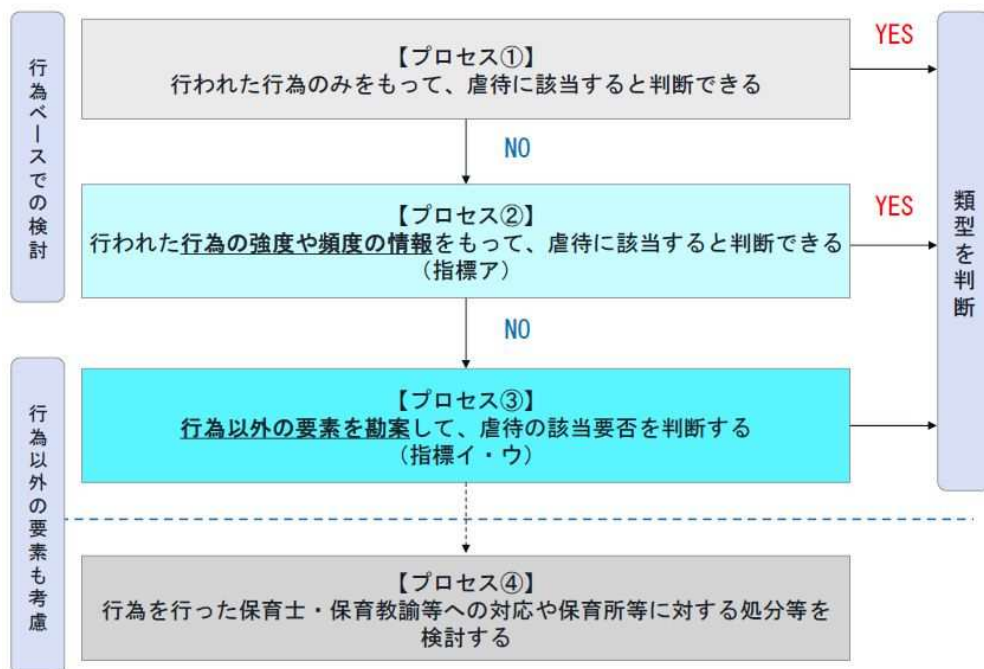
- 保育所等における虐待とは、保育所等の職員が行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる身体的虐待及び性的虐待又はこれら4つの虐待類型までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

行為類型	具 体 例
身体的虐待	<p>* 具体例はあくまでも“例”である。行為だけでは虐待か否かを判断できない場合は、8ページ「虐待の判断プロセス」を参考に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為</li> <li>・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為など</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下着のままに放置する</li> <li>・必要の無い場面で裸や下着の状態にする</li> <li>・こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）</li> <li>・性器を見せる</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）</li> <li>・こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う</li> <li>・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる など</li> </ul>
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど</li> <li>・こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）</li> <li>・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど</li> <li>・泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する</li> <li>・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う</li> <li>・適切な食事を与えない</li> <li>・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す</li> <li>・虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> <li>・他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する</li> <li>・その他職務上の義務を著しく怠ることなど</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど</li> <li>・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする</li> <li>・こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど</li> <li>・こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど）</li> <li>・こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど</li> <li>・（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）</li> <li>・他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う</li> <li>・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど</li> </ul>

# 虐待判断のプロセス

- 保育所等の職員による虐待の判断プロセスは、次のとおりである。
  - ① こどもに対して行われた行為が前ページの具体例に該当するかにより、虐待の有無を判断する。
  - ② 当該行為だけでは虐待かどうかを判断できない場合は、次に判断指標を勘案し、総合的に虐待の有無を判断する。
    - ア 行為の強度・頻度
    - イ 保育士等の意図
    - ウ こどもの状況・こどもへの影響

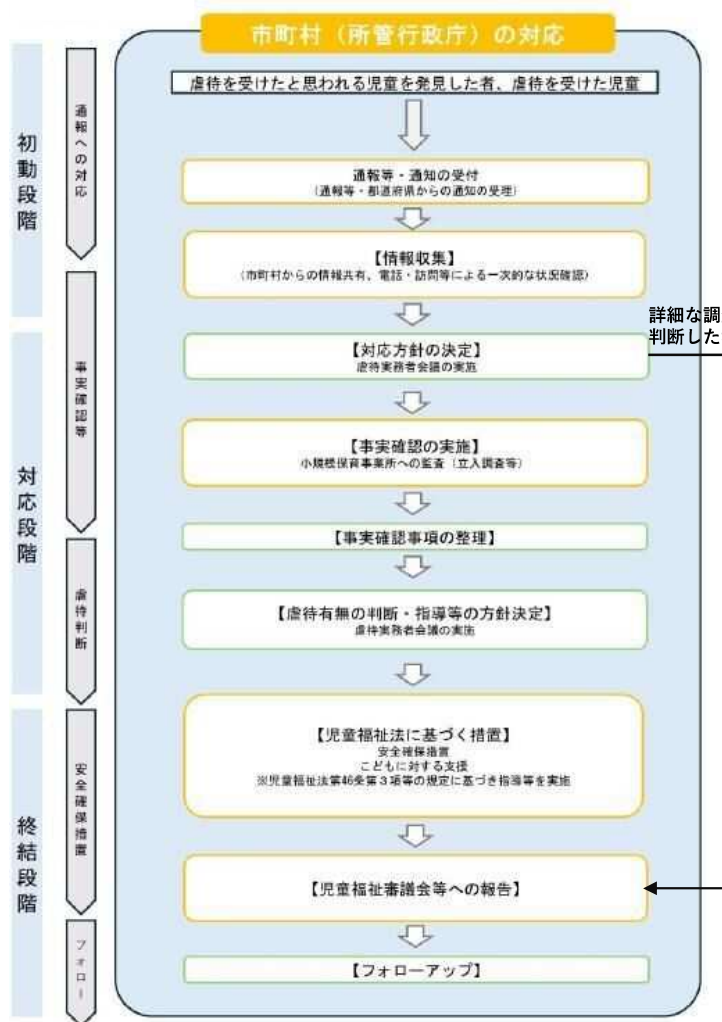


## 【補足】

- 行なわれた行為のみをもって虐待と判断できる行為は、前ページの具体例を指す。
- 実際の事案は様々な行為や考慮すべき要素が複合することが多く、左図のプロセス②、③については総合的に勘案することが必要である。
- 虐待有無の判断に当たっては、保育所等に通うこどもの立場に立って判断することが重要である。
- こどもの状況、こどもへの影響を判断するためには保護者に家庭での様子等を聴き取る。

# 保育所等における虐待発生時の対応フロー

## 政令中核市が所管行政庁となる施設・事業



### 《対象施設》

- 認可保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設(地方裁量型認定こども園を含む)、児童館、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業)、乳児等通園支援事業

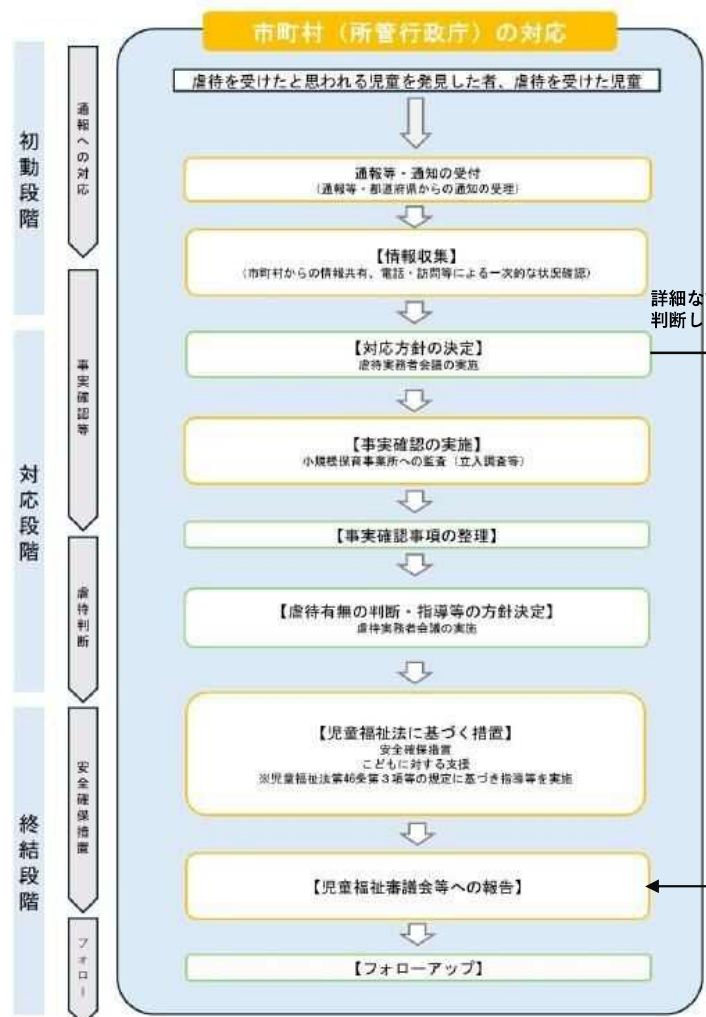
1. 通報等の受付及び情報収集 \* 情報収集とは、施設に電話、訪問等による状況確認を指します。
  - 政令中核市は、県から通知を受けた場合若しくは、虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報等を受けた場合は、速やかに情報収集を行う。
  - \* 虐待と判断した事案、行政処分する事案、報道発表事案は、事前に県に情報共有をお願いします。
2. 対応方針の協議(虐待実務者会議)
  - 政令中核市は、収集した情報を基に、より詳細な調査が必要かどうかを判断する。
  - 詳細な調査が必要ではないと判断した場合は、政令中核市は施設や関係者に対するフォローアップを行う。

### (詳細な調査が必要と判断した場合)

3. 事実確認の実施(立入調査等)
  - 政令中核市は、通報事実等を確認するため、施設に立入調査を行う。
4. 虐待有無の判断・指導等の方針の協議
  - 政令中核市は、施設への立入調査の結果等を基に、虐待の有無を判断する。
  - 運営法人及び施設に対する指導方針を決定する。
5. 児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等の実施
  - 政令中核市は、必要に応じて児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等を実施する。
6. 児童福祉審議会等への報告
  - 政令中核市は、市町村児童福祉審議会に報告を行う。 → 政令中核市は虐待防止対策の確認等を行う。
  - 政令中核市は、こども家庭庁に情報共有を行う。
7. 虐待の状況の県への報告
  - 政令中核市は、前年度に発生した虐待の状況を県へ報告する。(県から照会させていただきます)

# 保育所等における虐待発生時の対応フロー

## 市町村が所管行政庁となる施設・事業



### 《対象施設》

- 放課後児童健全育成事業、地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業)、乳児等通園支援事業

1. 通報等の受付及び情報収集 \* 情報収集とは、施設に電話、訪問等による状況確認を指します。
  - ・ 市町村は、県から通知を受けた場合若しくは、虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報等を受けた場合は、速やかに情報収集を行う。
  - \* 虐待と判断した事案、行政処分する事案、報道発表事案は、事前に県に情報共有をお願いします。
2. 対応方針の協議(虐待実務者会議)
  - ・ 市町村は、収集した情報を基に、より詳細な調査が必要かどうかを判断する。
  - ・ 詳細な調査が必要ではないと判断した場合は、市町村は施設や関係者に対してフォローアップを行う。

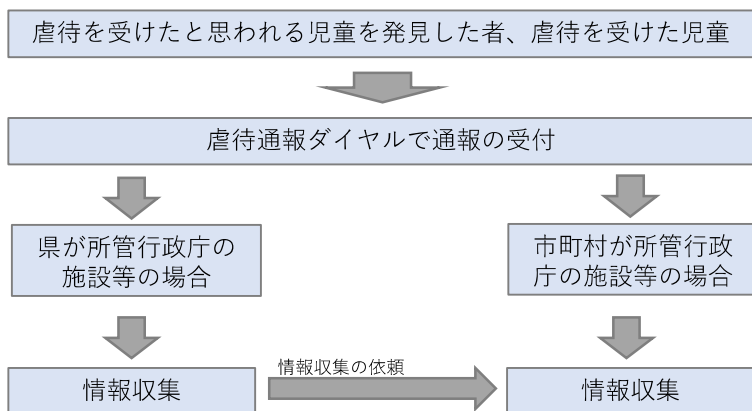
### (詳細な調査が必要と判断した場合)

3. 事実確認の実施（立入調査等）
  - ・ 市町村は、通報事実等を確認するため、施設に立入調査を行う。
4. 虐待有無の判断・指導等の方針の協議
  - ・ 市町村は、施設への立入調査の結果等を基に、虐待の有無を判断する。
  - ・ 運営法人及び施設に対する指導方針を決定する。
5. 児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等の実施
  - ・ 市町村は、必要に応じて児童福祉法に基づく措置及び子ども・子育て支援法に基づく指導等を実施する。
6. 児童福祉審議会等への報告
  - ・ 市町村は、市町村児童福祉審議会に報告を行う。 → 市町村は虐待防止対策の確認等を行う。
  - ・ 市町村は、こども家庭庁に情報共有を行う。
7. 虐待の状況の県への報告
  - ・ 市町村は、前年度に発生した虐待の状況を県へ報告する。（県から照会させていただきます）

# 虐待通報ダイヤル

- 県及び市町村は、児童福祉法等に基づき虐待の通報を受け付ける必要がある。
- 埼玉県では、児童福祉法に基づく虐待等の通報・通告を受け付けるため、埼玉県虐待禁止条例に基づき「虐待通報ダイヤル」を設置している。
- 令和7年4月の児童福祉法等の改正により、市町村が所管行政庁とされた施設等における虐待の通報を受けた場合は、令和7年10月1日から当該施設等の市町村担当課（別途照会）に原則メールで連絡する。（緊急度によっては電話で連絡する場合があります）
- \* 今まで放課後児童クラブなどについては、こども支援課で一度通報を受け、市町村に情報を提供していたが、市町村が所管行政庁とされたものは、虐待通報ダイヤルから直接市町村に連絡する仕組みに変更する。

## 虐待通報ダイヤルで通報を受けた場合の流れ



## 《虐待通報ダイヤルとは》

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/20170711.html>

埼玉県虐待通報ダイヤル対応記録票	
年月日	～ ( 〇 分 ) 対応者 時間帯
【内容・警告】	
入電内容	<input type="checkbox"/> 虐待通報 <input type="checkbox"/> 虐待以外の相談等 <input type="checkbox"/> 虐待の疑い <input type="checkbox"/> 疑難件
被害者区分	<input type="checkbox"/> 児童 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者
虐待の種類	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> 不明
189へ転送【復旧(休日)】	管轄
【被害者(虐待されている人)の情報】	
フリガナ	性別 年齢
氏名	住所
フリガナ	フリガナ
氏名	住所
【虐待者(虐待している疑いのある人)の情報】	
フリガナ	性別 婚姻
氏名	住所
フリガナ	フリガナ
施設等名称	住所
虐待者の分類	
<input type="checkbox"/> 養護者・施設等養護者による虐待 → <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 施設従事者等 <input type="checkbox"/> 使用人等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 指示・強制に従事者等による虐待 → <input type="checkbox"/> 児童福祉施設従事者 <input type="checkbox"/> 子育て関連施設従事者 <input type="checkbox"/> 職業施設従事者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 学校教職員による虐待 <input type="checkbox"/> 病院医師・看護士による虐待	
【相談者(情報・届出者)の情報】	
※相談者の個人情報が虐待者等に伝わらないようご注意ください。	
フリガナ	性別
氏名	住所
フリガナ	フリガナ
氏名	住所
相談先1	連絡先2 連絡先3
被害者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・親族 <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
関係機関への情報提供	<input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 調査協力 <input type="checkbox"/> 別途機関からの連絡 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否
情報源	<input type="checkbox"/> 実際に目撃している <input type="checkbox"/> 悲鳴や音等を聞いて推測 <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> その他 ( )
【相談員対応欄】	
処理状況	<input type="checkbox"/> 緊急性あり → <input type="checkbox"/> 119緊急通報依頼 <input type="checkbox"/> 警察署へ連絡 <input type="checkbox"/> 関係機関へ連絡 機 関 名 : ( ) <input type="checkbox"/> 担当名 : ( ) <input type="checkbox"/> 緊急性なし → <input type="checkbox"/> 転送(電話) 機 関 名 : ( ) <input type="checkbox"/> 情報提供 担 当 者 名 : ( ) <input type="checkbox"/> 未対応(理由: )
所 感	<input type="checkbox"/> 支援機関による対応が必要 <input type="checkbox"/> 話を聞いてほしい <input type="checkbox"/> 虐待以外の相談等 <input type="checkbox"/> 今回の電話で対応終了 <input type="checkbox"/> 相談者自ら支援機関へ連絡 <input type="checkbox"/> 相談者の所在が不明 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

【具体的な相談内容】	
内容	<誰から(要領や相談事項の目的がわかる程度) いつから、何曜日、どんな風に、誰かの本人や親子、ホームページなど>
特記事項	

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等に関するQ&A ※抜粋

第2版(令和7年11月26日)

No.	カテゴリ	質問内容	回答
9	制度全般に関すること	虐待の通報の定義を伺いたい。通報者による虐待について通報したいという言葉で、自治体は審議会報告等のフローに係る対応を必ず全て行わなければならないか。	虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報に対して、虐待の防止や児童の保護のために行政の介入が必要と認めるものは、虐待通報として処理する必要があります。
11	審議会等の指定・報告に関すること	結果的に虐待でもなく不適切な保育でもない、という結論に至ったケースについても、その過程で事実確認等を行った場合は審議会の報告対象となるか。	虐待と疑われる事案について通報を受けて、事実確認等を行った場合は、虐待か否かにかかわらず審議会への報告が必要です。 なお、ガイドラインp45に記載のとおり、審議会への報告の仕方については、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な運用をお願いします。